



赤い羽根
福祉基金



居場所を失った人への支援活動応援助成

第13回助成 応募要項

中央共同募金会は、持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

1. 趣旨

近年の物価高騰や地域コミュニティの希薄化、単身世帯の増加など社会環境の変化により、経済的困窮や社会的孤立に直面する人々の生活課題が一層浮き彫りになっています。

こうした生きづらさを抱え居場所を失った人々に対し、相談支援の充実、必要な制度の利用促進、居場所の提供、デジタルツール等を活用したつながりや相談機会の確保など、多様な支援が団体・機関によって展開されています。しかし、いずれの団体・機関も支援に必要な人材や活動資金は十分ではありません。

そこで、居場所を失った人々に対する支援活動を資金面から支援し、誰もが孤立や生きづらさを抱える人の存在に気づき、支え合い、つながり続ける「誰一人取り残さない (leave no one behind)」地域・社会をつくることを目的として、本助成を実施します。

なお本助成は、赤い羽根福祉基金「社会課題テーマ助成」のプログラムとして実施するものです。

2. 実施主体

社会福祉法人 中央共同募金会

3. 助成対象団体

- ・社会福祉・地域福祉の推進を目的とする非営利の団体（法人格の有無は不問）
- ・応募時点で半年以上団体としての活動（事業）実績があり、助成対象活動（事業）の実施体制が整っていること
- ・特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

4. 助成対象活動（事業）

孤立し、居場所を失った人や経済的困難に陥った人々たちに対する次に掲げる支援活動（事業）で、多機関連携や協働により展開されるものを対象とします。

- 相談支援活動 例：DV/虐待/女性/子ども若者などに対する相談支援
- 居場所提供活動 例：DV、虐待被害者へのシェルター提供、社会的孤立の防止や解消のための対面やオンラインでの居場所提供
- 居住支援活動 例：住居の提供、居住後の訪問活動など
- 学習支援活動 例：対面やオンラインでの学習支援
- 外国ルーツ支援活動 例：外国ルーツの人たちへの支援
- 生活支援活動 例：生活必需品の提供など
- 食支援活動 例：フードパントリー／バンク ※ただし食糧支援単体ではなく相談支援や学習支援等の他の支援活動と組み合わせたもの、かつ、この組み合わせに相乗効果があると認められる活動に限る
- 中間支援活動 例：活動する団体間の連携のための場づくり／課題把握
- その他緊急支援活動 例：緊急的な相談支援、生活支援（食事・居住）

助成対象外となるもの

- 活動について
 - ・他機関との連携や協働が行われる活動ではないもの
 - ・応募団体が従来から行っている活動で新たな要素がみられないもの
- 経費について
 - ・拠点を整備するために必要な設備購入や修繕が主たる費用となっているもの
 - ・車両・備品の購入など組織・団体の運営を維持するための費用が主となっているもの

5. 助成事業の対象期間

2026年4月～2027年3月

6. 1 活動（事業）あたりの助成額

- ・1事業あたりの助成上限額は300万円とします。
- ・第13回助成総額は6,000万円を予定しています。
- ・公的な補助や他の団体による助成を受けていない活動（事業）を対象とします。
また公的支援制度となっている事業は助成対象外とします。ただし、公的な補助や他の助成を受けていても経費の明確な区分が行われることを条件に応募できるものとします。
- ・本助成第12回又は本会実施の「外国にルーツがある人々への支援活動応援助成第6回」の助成を受けている団体については、当該助成事業と異なる内容の事業で応募する場合又は当該助成事業と期間が重複しない場合に限り応募可とします。

7. 助成対象経費

基本的に活動（事業）に要する経費を対象とします（事業にかかる人件費等の管理経費を含めることが可能です）。

○審査の際、以下の項目にあたる経費であることが応募書から判断された場合は対象外とします。

- ・ 公的支援制度となっている事業であり、公的な財源の充当が見込まれるもの
- ・ 他の団体からの助成による財源の充当が見込まれるもの
ただし経費の明確な区分が行われることを条件に、公的な補助や他の団体の助成を受けていても助成対象とする場合もあります。
- ・ 当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・ 費用の積算内訳が不明確であるもの

○その他助成対象外となる経費

- ・ ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険料は助成対象経費です）
- ・ 団体および団体役員が所有する拠点、物、設備などの賃借料
- ・ 団体役員が代表である企業等へ委託・発注したものの費用
- ・ 団体の通常活動や、団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・ 助成対象期間（2026年4月～2027年3月）外の活動に関する経費（当該期間内の経費であれば助成決定時より遡って助成充当が可能です）
- ・ 活動の大部分を外部委託する場合の業務委託費

○人件費を支出する場合は、雇用契約があることを原則とします。また人件費や謝金を支出する場合は、人件費・謝金の算定基準を記載した団体の規程の写し、および人件費・謝金対象者の活動日・時間・活動内容がわかる日報を、完了報告時に提出いただきます。

○ボランティアに係る支出は実費弁償のみ（交通費（概算ではなく実費精算）など）とし、ボランティアの人件費・謝金は助成対象外経費といたします。

○助成決定した助成対象経費の費目以外の支出は認めません。応募時点で助成事業実施に必要な費目を十分に検討のうえ、記載してください。

8. 審査及び助成の決定

助成は、本会が設置する審査委員会において応募内容を審査し、決定します。必要に応じ本会で詳細を直接ヒアリングすることがあります。

また、審査の結果、応募金額から減額し決定する場合があります。その際は、支出計画の修正をお願いすることがあります。

【審査基準】

1. 事業・活動が対象となる人の支援ニーズに合致しているか
2. 事業・活動が本助成の趣旨「誰一人取り残さない」社会づくりに向けたものであるか

3. 事業・活動が助成終了後も実施地域において持続可能な形で定着・発展されるものか
4. 課題の解決に向けて関係機関・団体との連携や協働により展開されているか
5. 事業・活動の経費積算が妥当か
6. 事業・活動の状況や成果を、広く社会に発信することができるか
7. 過去の事業・活動実績が、助成実施にあたって適切か

9. 応募方法・結果通知

(1) 応募期間・応募方法・提出書類

応募締切日までに、下記サイト経由で web 応募フォームにアクセスし、必要事項を記入の上、web 応募フォームから以下の A~J の書類をアップロードして送信してください。(郵送による応募は受け付けません)

■ 応募締切日 **2026年4月27日(月) 23時59分必着**

※システム上の時間で自動的に応募締切りとなりますので、時間の余裕をもってご応募ください。

■ 応募書のダウンロードおよび「e 応募」へのアクセスは下記 URL をご覧ください。

<https://www.akaihane.or.jp/subsidies/sub-kikin/47687/>

■ はじめて「e 応募」から応募する場合は事前の団体登録が必要です。下記 URL より「e 応募」へアクセスし、「新規登録はこちら」より登録してください。団体登録には、下記の書類をアップロードしていただきます。登録に不備がある場合、応募締切日の当日は対応が出来かねる場合がございますので登録は早めに済ませてください。

・「e 応募」団体登録・ログイン画面 <https://hanett.akaihane.or.jp/josei/login>

✓ 団体登録に必要な提出書類

必ず各ファイル名を「A~B」で始まる名前にしてください

A	団体の定款、会則、規約のいずれか (Word、Excel、PDF)
B	団体の役員名簿 (Word、Excel、PDF)

■ 団体登録後、「e 応募」にログインし、「助成に応募する」をクリックし「居場所を失った人への緊急活動応援助成 第 13 回」を選択、応募画面にて以下の書類をアップロードしてください。

✓ 本助成応募に必要な提出書類

必ず各ファイル名を「C~J」で始まる名前にしてください。

C	応募書① (Word)
D	応募書② (Excel)
E	直近の事業報告書 (Word、Excel、PDF)

F	直近の決算書（Word、Excel、PDF）
G	直近の事業計画書（Word、Excel、PDF）
H	直近の収支予算書（Word、Excel、PDF）
I	実施した活動または予定する活動がわかる既存の資料（チラシ、HP など）
J	通帳画像 助成金振込口座の通帳 2 頁目にある金融機関名、支店名、口座番号、口座名義（カナ）がわかる部分の画像（JPEG、PNG、GIF） ※助成金振込口座は団体名義の口座に限ります。

※概ね 30 分間、入力画面を開いたままにするとタイムアウトにより登録できなくなります。入力画面の最下段の「一時保存」をご利用ください。

※C・D の PDF ファイルによる応募は不可とします。

※「e 応募」でアップロードできるファイルの容量は 1 ファイルあたり 5MB までです。

（2）結果通知

助成の可否・助成額は、本会が設置する審査委員会による審査の上決定します。結果は中央共同募金会ホームページで、2026年7月中旬～下旬（予定）に公表の上、2026年7月下旬～8月上旬までに郵送にてお知らせします。

10. 助成決定後のお願い

（1）成果の発信

本助成は、企業・市民から「赤い羽根福祉基金」へお寄せいただいた寄付金によって行われるもので、本会は寄付者に助成事業の進捗状況や結果を随時報告することが求められます。

そのため、①助成決定時に本助成を採択したこと、②本助成による活動が完了した際に助成金による取り組み状況や成果、の 2 点を団体ホームページ（FaceBook や Instagram などの SNS は対象外）に必ず掲載してください。団体アカウントがある場合は合わせて SNS からも発信してください。

また、助成事業に伴い作成する印刷物や看板、備品等には、本助成による事業であることを表示してください。表示が確認できない場合、助成決定を取り消す場合があります。

なお、本助成は都道府県共同募金会が実施する「赤い羽根共同募金」による助成ではありませんので、誤記のないようご注意ください。※助成明示の名称・・・「中央共同募金会第 13 回居場所を失った人への支援活動応援助成」または「中央共同募金会 助成」「#中央共同募金会助成」「#居場所を失った人への支援活動応援助成」など

(2) 助成金の送金について

助成決定後、原則として、応募時に登録された金融機関の口座に助成決定額の2/3の金額を送金します(2026年8月上旬～中旬を予定)。事業完了後1か月以内に活動・精算報告書を提出いただき、確認のうえ、最終精算送金を行います。

なお、助成金の精算時に必要な証憑書類等の確認ができず、助成金対象経費として認められる費用が助成決定額に満たない場合は、最終精算送金額の減額や、助成決定後に送金済の助成金の一部またはすべての返還を求めることがあります。

(3) 事業報告、決算報告書の提出

助成事業終了後、本会が定める期限までに事業報告、収支報告を提出ください。報告様式、及び証憑等の保管方法については別途ご案内します。

1.1. 都道府県共同募金会への情報提供について

共同募金会では、各都道府県でも地域福祉活動に関する助成を実施しています。本助成に応募いただいた内容について、各都道府県共同募金会と共有させていただく場合があること、また各都道府県共同募金会から助成金等の連絡を受ける場合があることをご了承ください。

【問い合わせ先】

社会福祉法人中央共同募金会 基金事業部

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

電話03-3581-3846 FAX03-3581-5755

E-mail kikin-oubo2@c.akaihane.or.jp

【応募先】

応募概要・「e応募」記載サイト URL

<https://www.akaihane.or.jp/subsidies/sub-kikin/47687/>